

# 災害に強い森林の実現をめざし、「森林づくりのための税」の導入を検討しています。

森林には、木材の供給や二酸化炭素の吸収のほか、水を貯え、山崩れや洪水を防止するなどのさまざまな機能があり、その恩恵は広く県民の皆さんが享受しています。これまで森林は、森林所有者や山間地に住む人々によって守られてきましたが、過疎化や高齢化、林業の低迷等により、手入れ不足の荒廃森林が増加しています。

また、台風の大型化や集中豪雨の発生数の増加など、近年、自然災害の発生リスクが高まっています。平成 23 年 9 月に発生した紀伊半島大水害では、山崩れに

伴って土砂とともに流木が大量に発生し、橋の流失や道路崩壊、住宅の浸水被害などにつながりました。山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広がってきているといえます。

このようなことから、これまでの取組に加え、防災・減災の観点から、土砂や流木の発生を抑制する、災害に強い森林づくりを重点的かつ緊急に進めていく必要があるため、社会全体で森林を支える新たな仕組みとして「森林づくりのための税」の導入を検討しており、平成 26 年 4 月からスタートさせたいと考えています。

## ■ 森林の役割



## ■ 手入れ不足の森林

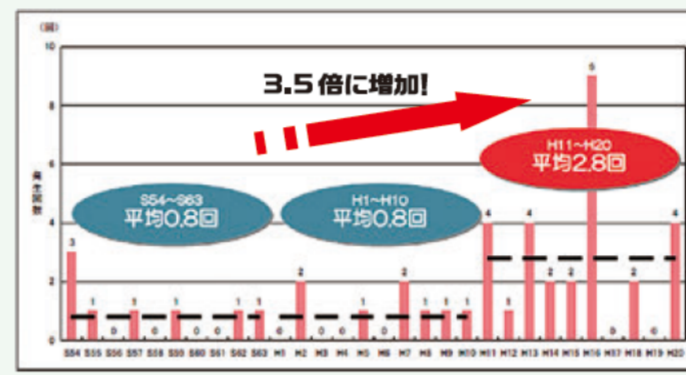
長引く林業の低迷の中、手入れ不足の森林が増加しています。身近に存在する里山も、日々の暮らしとは疎遠なものとなってヤブ化や放置された竹林の拡大が目立つようになってきました。



## ■ 近年の異常気象と災害の発生状況

県内での1時間降水量 80mm 以上の集中豪雨の発生回数は、30 年前と比べて 3.5 倍に増加しています。

近年では、平成 16 年 9 月の台風 21 号による災害で旧宮川村(現大台町)が、平成 20 年 9 月の集中豪雨による災害では孤野町が、平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【三重県内1時間降水量 80 mm 以上の年間発生回数(20地点あたり)】  
※三重県風水害等対策アクションプログラム(平成 22 年 3 月)より



## 納めていただいた税はこのように使います

山崩れや洪水など災害発生時のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める取組や、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための取組を行っていきます。



## 新しい税のしくみはこう考えています

### 「森林づくりのための税」の趣旨

- 森林の恩恵は全ての県民が受けている。
- 地域社会全体で森林づくりを支える新しいしくみをつくる必要がある。
- その費用は、県民の皆さんに幅広く負担していただく。

### 県民税均等割の性格

- 地域社会の会費的なもの
- 個人も法人も地域の構成員として幅広く負担を求める。

性格が一致

県民税均等割に上乗せして課税する  
「**県民税均等割の超過課税方式**」を採用

### 課税方式

県民税均等割に上乗せする方法

### 納める人

県民税均等割を納めている方

### 税額

個人：年額 1 千円  
(現行の均等割 1 千円に 1 千円を上乗せ)  
法人：年額 2 千円～8 万円  
(現行の均等割の 10%相当額を上乗せ)

### 見直し期間

おおむね 5 年ごと

### 個人の場合(年額)

#### 夫婦+子ども2人(モデルケース)

|         |                   |         |
|---------|-------------------|---------|
| 夫       | 給与収入金額 600 万円(年額) | 1,000 円 |
| 妻       | 給与収入金額 200 万円(年額) | 1,000 円 |
| 子ども 2 人 | 収入なし              | 非課税     |

#### 夫婦のみ(モデルケース)

|   |                   |         |
|---|-------------------|---------|
| 夫 | 年金収入金額 250 万円(年額) | 1,000 円 |
| 妻 | 年金収入金額 90 万円(年額)  | 非課税     |

### 法人の場合(年額)

| 資本金等の額         | 従来の県民税均等割額 | 10%相当額(新しい税) |
|----------------|------------|--------------|
| 50 億円超         | 800,000 円  | 80,000 円     |
| 10 億円超、50 億円以下 | 540,000 円  | 54,000 円     |
| 1 億円超、10 億円以下  | 130,000 円  | 13,000 円     |
| 1 千万円超、1 億円以下  | 50,000 円   | 5,000 円      |
| 上記以外の法人等       | 20,000 円   | 2,000 円      |

問い合わせ先

税の使いみちに関すること… 三重県農林水産部みどり共生推進課  
税のしくみに関すること… 三重県総務部税務・債権管理課

TEL 059-224-2513 FAX 059-224-2070  
TEL 059-224-2127 FAX 059-224-4321